

令和 5 年度
全国家畜衛生主任者会議資料

令和 5 年 4 月 20 日
消費・安全局畜水産安全管理課

目 次

I	畜産物の安全性確保（生産安全班関係）	1
1.	生産資材の安全確保に関する取組	
2.	畜産物による人への健康被害を防止するための取組	
3.	食品衛生に係る飼安法等違反が発生した場合の対応	
4.	輸出畜産物にかかる対応	
II	牛トレーサビリティ制度（牛トレーサビリティ企画班関係）	3
1.	制度の取組状況	
（1）	牛の個体識別情報	
（2）	制度の信頼性を確保するための措置	
（3）	都道府県等との連携強化	
2.	生産段階におけるこれまでの違反事案と対応（平成 16 年度～）	
（1）	生産段階	
（2）	流通段階	
	参考資料 1	
III	獣医師及び獣医療の提供（獣医事関係）	7
1.	「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の公表及び「都道府県計画」の策定	
2.	獣医師確保対策	
（1）	獣医療提供体制整備推進総合対策事業（一般予算）	
（2）	家畜の遠隔診療	
（3）	産業動物診療施設資金貸付制度（平成 4 年度～）	
3.	獣医師法第 22 条の届出	
4.	獣医師国家試験	
5.	獣医師の行政処分	
6.	「獣医師の責務についての講習会」の開催	
7.	愛玩動物看護師	
8.	獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく診療施設	
9.	獣医療における放射線診療の体制整備	
10.	獣医療広告制限見直し	
	参考資料 2	
	参考資料 3	
	参考資料 4	
	参考資料 5	
	参考資料 6	
	参考資料 7	
	参考資料 8	
	参考資料 9	

IV 動物用医薬品等の安定供給、有効性及び安全性の確保等（薬事安全企画班・薬事監視指導班・薬事審査管理班関係）	26
1. 動物用医薬品等の安定供給	
2. 薬機法の改正について	
3. 動物用医薬品の適正使用の徹底	
4. 動物用医薬品等の輸入監視	
5. 動物用医薬品の製造販売業の許可等の現状	
6. 動物用医薬品販売業者の許可の現状	
7. 動物用医薬品製造販売業者等に対する監視指導	
8. 動物用医薬品等の承認プロセスの改善	
9. 動物用ワクチンの品質管理制度の見直し	
V 薬剤耐性（AMR）対策（薬剤耐性対策班・飼料安全基準班関係）	30
1. 背景	
2. 新アクションプランのポイント	
（1）構成	
（2）動物分野における新規および強化する取組例	
（3）成果指標	
3. 今後の取組について	
参考資料 10	
参考資料 11	
VI 飼料の安全性の確保等（飼料安全基準班・飼料検査指導班・粗飼料対策班・愛玩動物用飼料対策班）	35
1. 飼料安全をめぐる最近の情勢	
（1）食品循環資源を給与する農場等への調査及び指導について	
（2）GHG 削減を目的とする飼料添加物の安全確保	
（3）ゲノム編集飼料	
（4）飼料 GMP の導入推進	
（5）BSE 飼料規制の見直し	
（6）国産飼料中のかび毒の低減対策	
2. ペットフードの安全確保に関する取組	
参考資料 12	
参考資料 13	
参考資料 14	
参考資料 15： 令和5年度予算概算決定の概要	46

I 畜産物の安全性確保 (生産安全班関係)

1. 生産資材の安全確保に関する取組

畜水産物の安全を確保するためには、生産から加工・流通・消費までの各段階において、リスクの程度を把握し、各段階で必要なリスク管理措置を着実に実施していくことが不可欠。生産段階では、飼料の安全基準や動物用医薬品・飼料添加物の使用基準の設定などのリスク管理措置を策定・実施・見直しを的確に行う必要。

このため、有害化学物質や薬剤耐性菌の調査・試験を実施するとともに、新たな分析・試験方法の開発等を進めていくことが重要。

＜調査・試験等の例＞

- ・飼料の安全性を確認する試験：
かび毒等の有害化学物質を家畜に投与し、畜産物中の有害物質の残留濃度や家畜の健康影響を確認。
- ・動物用医薬品の使用基準・休薬期間を設定するための調査：
食品安全委員会へのリスク評価に資する基礎資料を作成するための情報整備。
- ・薬剤耐性菌のモニタリング調査：
家畜、愛玩動物、水産動物における薬剤耐性菌の動向調査。
- ・有害物質等の分析・試験方法、安全性評価方法、リスク低減技術の開発：
飼料等に適用できる有害な試薬を用いない分析法の開発。

2. 畜産物による人への健康被害を防止するための取組

取組の優先度が高い有害化学物質や有害微生物に関しては、畜産物中の汚染実態を調査した上で、調査結果等に基づく生産段階でのリスク管理措置の策定等が重要。このため、消費・安全局は、令和3年3月、「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」及び令和3年度から令和7年度までの5年間を対象とした「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」を公表。

当班では、畜産物中（5品目（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳））のダイオキシン類の含有実態調査などを実施。

今年度は、「令和5年度食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」（令和5年3月公表）に基づき、はちみつ中のピロリジジナルカロイド類（植物毒）の含有実態調査を実施予定。

3. 食品衛生に係る飼安法等違反が発生した場合の対応

飼安法、薬機法及び牛トレサ法に違反する事案が発生した際、生産物の回収・差止め等が必要となる場合があるが、関係者への速やかな情報共有を行い、迅速かつ的確な対応を行うためには、平常時における体制整備が重要。

このため、畜水産安全管理課では、事案の報告があった際の畜産局や厚生労働省等の

省内外の関係部局、畜産関係団体への連絡体制、生産物の流通先の把握等に漏れがないよう、マニュアル、チェックリスト等を整備。

なお、作成時から時間が経過したことから、連絡体制を含めたマニュアルの更新や必要に応じて、見直しを実施予定。

4. 輸出畜産物に係る対応

輸出前の検査で、畜産物から基準値以上の物質が検出された事例あり（令和4年度、2事例）。その際、検出された原因究明の一環として、都道府県において、衛生部局と協力し農場調査等を実施してもらう必要。

具体的には、輸出農場で使用している生産資材（飼料、飼料添加物、動物用医薬品）の購入・使用記録、保管状況などの調査等を実施。

同様の事例が発生した場合、輸出畜産物を含めた生産段階における安全性向上のため、農場調査への技術的助言を実施。

Ⅱ 牛トレーサビリティ制度 (牛トレーサビリティ企画班関係)

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（略称「牛トレーサビリティ法」）は、BSE のまん延防止措置の的確な実施を図ることを主な目的として、平成 15 年 12 月 1 日から生産・と畜段階の措置が施行され、平成 16 年 12 月 1 日から流通段階の措置が施行された。

牛トレーサビリティ制度は、BSE のまん延防止のみならず、国産牛肉の信頼性の確保に資するため、関係者が協力して運用が図られたことにより、生産から流通・消費の段階に至るまで相当程度定着してきたところ。

牛の個体識別情報は、牛の生産現場における個体管理や生産履歴の公表、各種補助事業の実施に係る確認事務の効率的な実施等広く利活用されており、牛及び牛肉の生産・流通において必要不可欠な制度となっている。

1. 制度の取組状況

(1) 牛の個体識別情報

独立行政法人家畜改良センターが管理しているデータベース（牛個体識別台帳）に記録・蓄積されている頭数は令和 3 年度末現在で約 2,901 万頭（R2 年度：約 2,770 万頭）、令和 5 年 2 月末現在で、データベースに登録されている飼養頭数は約 396 万頭（R4.2 末：398 万頭）、牛 1 頭以上飼養されている施設は約 50,300 か所（R4.2 末：52,700 か所）となっている。

都道府県の家畜衛生部局等におかれては、職務上必要である場合に限り、業務を管轄する地域の牛群情報等を利用することが可能（「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」（平成 21 年 10 月 28 日付け 21 独家セ第 1121 号））となっているので、必要な場合には独立行政法人家畜改良センターに相談されたい。

(2) 制度の信頼性を確保するための措置

地方農政局等が牛の管理者、と畜者、牛肉の販売業者、特定料理提供業者（主として「焼き肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」、「ステーキ」を提供している事業者）に対して立入検査等を実施。

立入検査等の結果、牛トレーサビリティ制度が適切に遵守されていない場合は、管理者等に対して指導を実施。

また、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号が正確に伝達されていることを確認するため、と畜直後の枝肉（令和 4 年度約 109 万頭分）から採取した照合用サンプルと、小売店等から買い上げた牛肉から採取した調査用サンプルとの DNA 鑑定を実施。

(3) 都道府県等との連携強化

① 生産段階

牛トレサ（生産）業務については、令和7年度までに段階的に地域拠点から地方農政局等本局（所）へ移行することとしており、既に北海道農政事務所、北陸農政局（富山県及び福井県）、東海農政局、近畿農政局が移行済となっている。引き続き、制度の円滑かつ適正な運用を図るため、効果的かつ効率的な監視・指導に努めてまいりたい。

また、例年紹介させていただいているが、耳標を誤装着したまま出荷・と畜するケースや所在不明牛の状況を聞き取っていくうちに、死亡して所有地に埋却していたなどの事案が散見されている。このような事案については、都道府県畜産主務課や家畜保健衛生所等との情報共有を図りつつ、管理者等への合同調査等を実施していくといったことも想定されることから、引き続き、関係機関との連携強化を図り意見交換等を実施していくこととしている。

② 流通段階

流通段階の監視業務については消費者行政・食育課が担当しており、地方農政局等の米穀流通・食品表示監視課が監視業務を実施。地方農政局等は、偽装表示等疑義事案の情報提供があった場合、都道府県表示担当部局等との情報共有及び販売業者等への合同調査等を実施している。

2. 生産段階におけるこれまでの違反事案と対応（平成16年度～）

(1) 生産段階

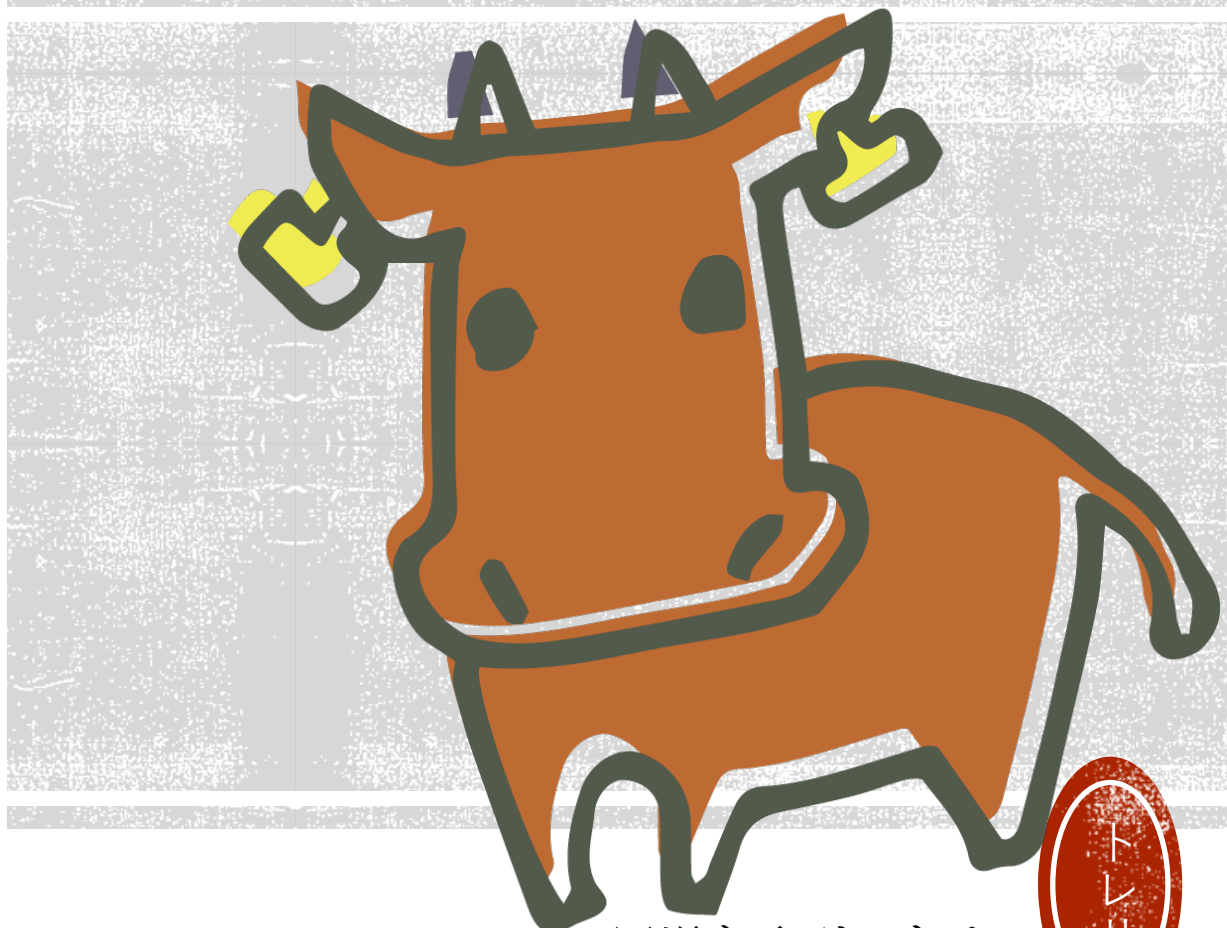
平成16年度から令和4年度までに催告・公表した事案は15件、うち告発したものは4件

(2) 流通段階

平成17年度から令和4年度までに勧告・公表した事案は61件

耳標の確実な装着と 迅速かつ正確な届出

- ・耳標が両耳に装着されていない牛は異動できません。
- ・出生、異動等の届出を偽ると、行政処分や罰則の対象となったり、補助事業に参加できなくなることがあります。



円滑な取引のために



＜問い合わせ先＞

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 牛トレーサビリティ企画班
 北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課
 東北農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 関東農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 北陸農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 東海農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 近畿農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 中国四国農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 九州農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課
 沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課

TEL：03-3502-8111（内線4548）
 TEL：011-330-8816（直通）
 TEL：022-263-1111（内線4628）
 TEL：048-600-0600（内線3219）
 TEL：076-263-2161（内線3722）
 TEL：052-201-7271（内線2829）
 TEL：075-414-9000（直通）
 TEL：086-224-4511（内線2389）
 TEL：096-211-9111（内線4252）
 TEL：098-866-1672（直通）

MAFF
 農林水産省

届出Webシステムをご存知ですか

パソコン、スマートフォン、タブレットを
利用して牛の届出を行っていませんか？

酪農家
肉用牛農家の
皆様へ



— 主な特長 —

- ・ **スマートフォン**や**タブレット**端末のご利用が可能
- ・ けい養牛リストや在庫耳標の確認も可能
- ・ 過去90日以内の届出内容を画面上で確認することができ、ダウンロードすることも可能
- ・ 届出した内容の**修正請求手続き**も可能

届出Webシステムのご利用は

牛の個体識別

検索

<https://www.id.nlbc.go.jp/>

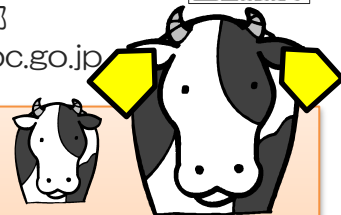


【お問い合わせ先】

独立行政法人 家畜改良センター個体識別部

TEL : 0248-48-0596 E-Mail : id@nlbc.go.jp

家畜の死体は必ず化製場で処理を！



- ・ 家畜の死体は、化製場で処理することが、法律で義務づけられています。
- ・ 耳標の装着の有無にかかわらず、**死亡した家畜を自分の農場に埋めることは「化製場等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反します。また、死亡の届出を忘れずに！**
(死亡の届出の引渡し先は、化製場又は家畜保健衛生所となります。)

Ⅲ 獣医師及び獣医療の提供 (獣医事関係)

1. 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の公表及び「都道府県計画」の策定

獣医療法（平成4年法律第46号）に基づき、令和2年5月に新たな「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を公表。

この新たな基本方針に基づき、地域の実情に応じた適切な獣医療提供体制の整備を計画的に実施するため、都道府県計画の策定等に向けた検討を都道府県にお願いしているところ。本年3月末時点で41道県が計画を策定。策定済の道県には、計画の着実な実施をお願いする。

なお、新たな基本方針及び都道府県計画の実現に資するよう、令和4年度は獣医事審議会による調査を宮崎県の御協力の下で実施。調査概要は獣医事審議会計画部会で報告するとともに各都道府県に共有。

2. 獣医師確保対策

獣医療の提供体制の整備に関連する主な施策・事業は以下のとおり。

(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業（一般予算）

ア 獣医師養成確保修学資金給付事業

将来、地域の産業動物診療又は都道府県の家畜保健衛生所の家畜防疫員等を志す高校生等に対し、大学入学前に大学に納付する費用（入学金、授業料、実習費等）を上限とする修学資金を、獣医学生に対し、月額18万円（国公立大学は月額10万円）を上限とする修学資金（最長6年間）を給付。

令和4年度の実績では、一部の県において当初の新規給付人数を下回る実績が上がってきた。新規給付人数増を希望する地域が多数ある中、令和5年度予算額は微増となったところ。

産業動物獣医師の地域偏在については、各都道府県が地域の実態を踏まえて目標達成に向け取り組むことが重要であり、国としては、真に産業動物獣医師確保・育成に取り組んでいる地域を支援する方針。限られた予算の効果的な執行を図るとともに、修学資金の配分に関する透明性及び公平性を確保するため、令和5年度については、配分の考え方を明確化したうえで、各地域の公募資料を精査し、配分を決定したところ。

また、執行率が低下すると、後年度のさらなる予算削減につながりかねないことから、修学生の確保が確実に見込める計画の策定をお願いするとともに、募集終了時期の統一及び減額・追加交付など、多額の不用を生じさせない事業執行に御協力いただきたい。

さらに、入学金から給付する地域枠についても、希望するすべての地域に枠を割り当てることができなかった状況であったことから、都道府県単独事業の修学資金を活用した入学も可能であるということ、地域枠入試を設けている大学に対し、

確認をとったところ。引き続き、各地域において都道府県単独事業としての予算要求や地域枠入試に関する大学への働きかけ等をお願いする。

イ 獣医師確保・能力向上支援・就業支援・地域獣医療体制整備支援事業

(ア) 臨床実習等支援事業

- ・獣医学生を対象に、家畜保健衛生所や産業動物診療の現場に同行した臨床実習の実施や理解醸成のための講習会等を開催。

(イ) 獣医師能力向上・就業支援・地域獣医療体制整備支援事業

①新規獣医師臨床研修促進事業

- ・獣医師としての経験が少ない新規獣医師を対象に、臨床現場における知識や技術を修得するための実践的な初期臨床研修等を実施。

②管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援事業

- ・診療獣医師を対象に、管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する短期及び長期の研修等、セミナーや理解醸成のための講習会・検討会を実施。
- ・診療獣医師を対象に、高度獣医療に関する技術研修・セミナー、小動物診療獣医師が産業動物分野に参画するための研修及び専門性の高い獣医療の提供のための調査・検討を実施。
- ・女性獣医師等を対象に、職場復帰・再就職に当たって最新の知識を習得するための研修等を実施。
- ・産業動物診療施設の雇用者を対象に、女性獣医師等の就業に対する理解醸成のための講習等を実施。
- ・獣医学生を対象に、ライフプランを考える機会を提供するためのセミナー等を実施。
- ・女性獣医師等の就業支援のため、ロールモデルの紹介、e-ラーニングや求人情報等の幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォームを公開。
(URL:<http://www.nichiju-shien.com/>)
- ・公務員獣医師や産業動物診療獣医師の中途採用向けに職場紹介セミナー等を実施。

③ 地域獣医療体制整備対策事業、

- ・獣医療提供体制の効率化が求められる地域をモデルとして、デジタル技術を活用した、場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療を試行的に実施、その取り組みを動画等にまとめ、周知。

(動画 URL) <https://www.youtube.com/watch?v=TqTmrKl9G9o>

(動画 URL) https://www.youtube.com/watch?v=XtyR1N_HfdU

※さらに、上記③については、令和4年度補正予算（56 百万円）を措置。

(2) 家畜の遠隔診療

家畜の遠隔診療については、一昨年12月に、家畜の遠隔診療の積極的な活用のた

めの留意事項等を取りまとめ、通知として発出。昨年 8 月には遠隔診療における動物用医薬品の取扱に関する通知を発出し、先述の事業の活用と併せ、積極的な活用による獣医療提供体制の整備を呼びかけている。

(3) 産業動物診療施設資金貸付制度（平成 4 年度～）

都道府県知事の認定を受けた診療施設整備計画に基づき施設の整備を行う産業動物開業獣医師、農業共済団体等に対し、(株)日本政策金融公庫から診療施設の整備のために必要な長期低利の資金の貸付。

令和 2 年度の貸付実績は 7 件、106 百万円と 1 億円越えた。令和 3 年度は 56 百万円と減少したものの、令和 4 年度は、正確な値はまだ判明していないが、1 億円を超える見込み。

産業動物診療施設に対する融資（農林漁業施設資金）の概要

○利率（※令和 5 年 4 月 11 日現在）

→ 1 %※ （融資期間に関わらず固定）

○融資額

→ 負担額の 80% まで

○融資対象

→ 産業動物に係る技術の高度化のための機器導入、施設増改築

→ 産業動物診療に従事する獣医師の増員に際して必要となる機器導入、施設増改築等

○返済期間

→ 10 年以内

（最大 2 年間の据置期間があります）

○主な要件

→ 都道府県に診療施設整備計画を認定されていること

○産業動物診療

→ 牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら等の診療

（その他の動物も診療している場合、目安として 5 割以上が産業動物であること）

3. 獣医師法第 22 条の届出

獣医師法第 22 条に基づく届出は、地方からの提案等に関する対応方針等を踏まえ、届出事項に防疫業務への協力可否等を追加し、本年 1 月の届出からオンライン申請の受付を開始。最終的に全体届出の約 10% となる、4,000 件近くのオンライン利用がなされた。当課においては、引き続き、届出事務のあり方について検討を続けていくに当たり、都道府県へのアンケート等の意見募集も検討しているので、今後とも協力をお願いしたい。

4. 獣医師国家試験

令和4年度獣医師国家試験(第74回)は、令和5年2月14日(火)及び15日(水)に、北海道、東京及び福岡の3試験地で実施した。受験者は1,254人(新卒993人/既卒等261人)、合格者は877人(新卒805人/既卒等72人)、合格率は69.9%。

獣医師国家試験は、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について、獣医事審議会が試験を行うこととなっている。現在、約60名の学識経験者に委員等として対応いただいている。令和4年度から、獣医事審議会試験部会に所属する専門委員として、より一層、現場に必要な知識及び技能を問う国家試験をという観点から地方公務員の獣医師2名にも御協力いただいている。

5. 獣医師の行政処分

平成16年以降、行政処分を受けた獣医師は増加しており、昭和30年以降に行政処分を受けた獣医師の約56%を占めている。特に、獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為のみならず、業務に直接関係しない内容により罰金以上の刑に処せられる事例も発生。このため、平成27年12月、獣医事審議会免許部会から「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」が公表され関係者へ周知。獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の向上について、社会的な要請が高まる中、獣医学生及び獣医師に対して法令遵守の意識付けを強化。

なお、各都道府県及び関係団体には、獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を把握した場合は、その旨を当班へ適時・適切に報告するよう依頼している。

6. 「獣医師の責務についての講習会」の開催

獣医系大学の学生に対して、獣医師の業務に係る法規について解説し、関連法規の遵守の重要性について理解を深めるための講習会を開催している。

7. 愛玩動物看護師

動物看護師については、獣医師の団体や民間の教育機関等が、独自に資格を認定してきたが、平成25年2月からは、動物看護師統一認定試験が実施されており、民間主体で、動物看護師の知識や技術レベルを高位平準化の取組が行われてきた。

令和元年6月に議員立法により愛玩動物看護師法(令和元年法律第50号)が制定され、令和4年5月より施行された。

令和4年度は、令和4年11月6日に第1回愛玩動物看護師国家試験予備試験(同年12月1日、合格発表(合格者9,794人、合格率99.5%))、令和5年2月19日に第1回愛玩動物看護師国家試験(3月17日合格発表(合格者18,481人、合格率88.9%))を実施した。合格者は、指定登録機関である(一財)動物看護師統一認定機構に愛玩動物看護師名簿への登録を申請し、令和5年4月1日に愛玩動物看護師が誕生したところ。

愛玩動物看護師が社会で活躍できるよう、引き続き、法律を共管する環境省と連携し、愛玩動物看護師制度の推進に取り組んでまいりたい。

<参考>農林水産省ウェブサイト

愛玩動物看護師

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/index.html

愛玩動物看護師法に関する Q&A

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/qanda.html

8. 獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく診療施設

診療を業務とする獣医師は、獣医師免許を受けた後も獣医系大学の飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修を行うよう努めるものとされている。診療施設から指定の希望があれば当課に相談願いたい。現在指定を受けている診療施設は以下のとおり。

- ① 臨床研修を行う診療施設 : 11 施設
(産業動物 : 5、小動物 : 6)
- ② 共同して臨床研修を行う診療施設 : 10 施設群
(産業動物 : 9、小動物 : 1)

9. 獣医療における放射線診療の体制整備

飼育者からの高度な放射線診療の要請に応えるために、平成 21 年 2 月に獣医療法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示が施行され、リニアック等を用いた放射線治療や放射性同位元素（テクネチウム 99m、フッ素 18）を活用した医薬品による PET 検査等を適切に実施するための診療施設の構造設備の基準や医薬品を投与した飼育動物の退出基準等が整備された。さらに、使用直前に診療施設内のサイクロトロン装置等により製造する放射性同位元素（炭素 11、窒素 13、酸素 15）を活用した薬剤（院内製造薬剤）を活用した犬猫の PET 検査を適切に実施するため、飼育動物の退出基準に院内製造薬剤を加える旨の告示改正等が整備された。

その後、獣医療法施行規則の累次の改正により、令和 3 年 4 月に放射線診療従事者等の眼の水晶体の線量限度の引き下げ、令和 4 年 8 月に口内法撮影用エックス線装置に係る防護措置の設定を行ったところ。引き続き、放射線診療従事者等の放射線の防護等について、御指導願いたい。

10. 獣医療広告制限見直し

獣医療に関する広告については、獣医療の受け手である飼育者の利用者保護の観点から、獣医療法、獣医療法施行規則により厳しく制限されてきた。

その後、獣医療サービスの高度化、専門化が急速に進むとともに、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化しており、飼育者が診療内容を正しく理解し、治療方法等の選択を適切にできるよう、見直す必要があった。

このため、令和 4 年 7 月、獣医療広告制限の見直しについて獣医事審議会に諮問し、複数回の審議を重ねた結果、医療法において広告可能な「客観的で正確な情報」については、獣医療においても飼育者が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できる

よう広告制限の見直しを実施する旨、令和5年3月に答申された。

今後、令和5年10月に向け、獣医療法施行規則の改正及び獣医療広告ガイドライン改訂の手続きを進めてまいりたい。

＜参考＞令和4年度獣医事審議会第4回免許部会 配付資料一覧

https://www.maff.go.jp/j/council/zyuizi/menkyo/r04_4/230317.html

※ 本年10月より獣医事関係業務を行う班が1班増える見込み。

獣医療法に基づく都道府県計画の策定状況

参考資料2

令和5年4月現在

策定済:41

策定中:6



便宜上、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島、佐渡、淡路、対馬以外の各島は省略している。

宮崎県における産業動物獣医療提供 体制に関する調査概要

令和 5 年 3 月 3 日